

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令の一部を改正する政令案参照条文

○株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）（抄）

（株式、社債及び借入金の認可等）

第五条（略）

2（略）

3 機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、機構の資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額を超えることとなつてはならない。

○株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令（平成二十六年政令第二百三十五号）

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第五条第三項の政令で定める倍数は、一とする。